



Westlaw Japan / 大江橋法律事務所共催勉強会 第29回 企業が主導する規制緩和～グレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度活用の勧め～ 講師：弁護士法人大江橋法律事務所 弁護士 山本 龍太郎 / 弁護士 本澤 順子

ウエストロー・ジャパンと大江橋法律事務所では、企業の法務部門の方々を対象に、日々の業務の問題点の解決と最新の実務動向を共有することを目的とした、ワークショップ形式の勉強会を開催しております。

第29回目のテーマは「企業が主導する規制緩和～グレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度活用の勧め～」です。

平成26年1月に産業競争力強化法に基づき創設されたグレーゾーン解消制度及び企業実証特例制度は、企業自身が主導して、自らの事業に関連する規制改革を推進するための制度として注目を集めています。

グレーゾーン解消制度は、具体的な事業計画に即して、あらかじめ規制の適用の有無を規制担当大臣に確認できる制度であり、企業実証特例制度は、規制の適用がある場合に、事業者が特例措置を提案し、安全性等の確保を条件に、企業単位で規制の特例措置を認めてもらう制度です。

これらの制度はまだ知られていませんが、ベンチャー企業、新規事業を計画している大企業双方にとって、非常に利用価値の高い制度です。今回の勉強会では両制度の仕組み、利用のメリット、具体的な活用例を紹介するとともに、利用のコツをご説明する貴重な機会となっております。

日 時：2017年4月26日(水) 17:00～18:30
会 場：大江橋法律事務所
東京都千代田区丸の内2丁目2-1 岸本ビル2F
<http://www.ohebash.com/jp/map.html>
定 員：40名
参 加 費：無料
ご持参いただくもの：筆記用具 / 受付時に名刺
お申し込み方法：メール (brand@westlawjapan.com) または
担当営業まで
※講演レジュメは、お一人様1部、講演参加者の方にのみ配布いたします。



プログラム
17:00～18:30 講師によるワークショップ(質疑応答を含む)
※開催場所の都合により懇親会はございません。

※本勉強会は、企業の法務部門のご責任者および実務担当者を対象としています。個人の方のお申し込みは、ご遠慮いただいております。

また、各社2名様までとさせていただきます。

※申込者多数の場合は、申込順または抽選方式により参加者を決定させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

講師紹介 大江橋法律事務所

弁護士 山本 龍太郎(やまもと りょうたろう)

2004年慶應義塾大学総合政策学部卒業、2007年名古屋大学法科大学院修了。外資系法律事務所を経て、2015年より大江橋法律事務所勤務。多数のベンチャー企業に対する支援及びベンチャー企業への投資案件の経験があり、2016年から慶應義塾大学総合政策学部非常勤講師(ベンチャー関連法)及び東京外国語大学国際社会学部非常勤講師(ビジネス法)を務める。主な取扱い分野は、国内・クロスボーダーM&A、ベンチャー支援、労務関連案件。

弁護士 本澤 順子(もとざわ じゅんこ)

2001年東京大学法学部卒業、2006年より大江橋法律事務所勤務。2013年から任期付公務員として、経済産業省中小企業庁に出身。中小企業庁では、中小企業のための政策企画・補助金事業の立案に関与。現在も、講演などを通じて、中小企業・ベンチャーのための支援施策、補助事業の普及活動を行う。主な取扱い分野は、倒産・事業再生、行政(当局折衝及び行政機関の代理人)、ベンチャー支援。

ウエストロー・ジャパン株式会社

商品詳細：www.westlawjapan.com お問い合わせ：brand@westlawjapan.com 0120-100-482 (月～金9:00～18:00)



ウエストロー・ジャパン株式会社は、新日本法規出版株式会社とトムソン・ロイターの合併会社です。



THOMSON REUTERS

WLI232_201703_FD